

別紙 1（首都圏モビリティ EMC 技術研究会運営会則第14条関係）

秘密保持条項

制定　：2023 年 9 月 1 日

首都圏モビリティ EMC 技術研究会 事務局

（目的）

第1条　本秘密保持条項は、首都圏モビリティ EMC 技術研究会（以下、本研究会）において、運営会則第 3 条にかかる活動を行うに当たり、相互に開示する情報の取扱いについて定めるものである。

2. 本秘密保持条項の有効期間は、運営会則第 1 7 条に規定する期間とする。

（秘密情報）

第2条　本秘密保持条項において、秘密情報とは、いずれかの当事者（以下「情報開示者」という）より相手方当事者（以下「情報受領者」という）に対し、活動に関して開示された資料、情報、データ（以下、情報等という）のうち、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 秘密である旨の表示がなされたもの。
 - 二 口頭で開示された情報等のうち、当該開示の前又は当該開示の時に当該情報等が秘密である旨が通知され、かつ、当該開示日から 3 0 日以内に書面又は電子データにより当該情報等の内容が秘密である旨通知されたもの。
 - 三 秘密であることを明示して提供されたサンプル等の物品およびそれに付随する情報。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては秘密情報から除外される。
- 一 情報開示者から開示を受けた際、既に保有していたもの。
 - 二 情報開示者から開示を受けた際、既に公知であったもの。
 - 三 情報開示者から開示を受けた後、自己の責めによらずして公知となったもの。
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
 - 五 情報開示者から開示された秘密情報に基づくことなく独自に開発したもの。

（秘密保持）

第3条　情報受領者は、情報開示者から開示された秘密情報を、事前の情報開示者の書面による同意なしに、本研究会登録会員以外に開示又は漏洩してはならない。情報開示者が登録会員への開示を制限する場合も同様とする。

2 情報受領者は、情報開示者から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、活動を遂行する上で必要最小限の情報受領者が所属する機関の役職員に対し

てのみ当該秘密情報を開示するものとする。

- 3 情報受領者は、前項により秘密情報の開示を受けた役職員に対し、自己が本秘密保持条項に基づき負担するのと同等の義務を遵守させることを要するものとする。

(法令等に基づく開示)

第4条 情報受領者は、裁判所その他の公的機関から法令等に基づき秘密情報の開示を求められた場合、当該秘密情報を開示することができる。ただし、当該要求があった旨及びその内容を情報開示者に事前に書面で通知し、開示内容を必要最小限にとどめるように合理的な努力をするものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 情報受領者は、事前の情報開示者の書面による同意なしに、情報開示者から開示された秘密情報を活動遂行の目的以外に使用してはならない。

(知的財産権)

第6条 情報受領者が、情報開示者から開示された秘密情報に関して発明、考案、意匠、著作物、ノウハウその他の知的財産の創作をなした場合には、直ちに情報開示者及び運営会則第9条に定める事務局に通知するものとし、その知的財産権の帰属及び取扱いについて、別途協議するものとする。

(分析禁止)

第7条 情報受領者は、秘密情報として提供されたサンプル等の物品の分析を行ってはならない。但し、事前の書面による情報開示者の承諾がある場合は除く。

(権利の不発生)

第8条 情報受領者は、秘密情報に係る一切の権利は、当該秘密情報を開示した情報開示者に留保されるものであり、本秘密保持条項により、特許権、著作権その他の知的財産権の譲渡、実施許諾又は使用許諾等の権利を生じさせるものではないことを確認する。

(返還)

第9条 情報受領者は、情報開示者から要求を受けた場合、情報開示者から受領した秘密情報（その複製物を含む）を、情報開示者の指示に従い直ちに返還するか、又は廃棄し、その旨を証する書面を情報開示者及び運営会則第9条に定める事務局に提出するものとする。

(秘密保持義務等の残存期間)

第10条 活動期間終了後といえども、第3条(秘密保持)、第4条(法令等に基づく開示)、第5条(目的外使用の禁止)、第6条(知的財産権)、第7条(分析禁止)及び第9条(返還)に定める義務はなお3年間有効とする。

2 運営会則第5条第3項により本研究会を退会した後も、第3条(秘密保持)、第4条(法令等に基づく開示)、第5条(目的外使用の禁止)、第6条(知的財産権)、第7条(分析禁止)及び第9条(返還)に定める義務は、退会后3年まで有効とする。

(損害賠償)

第11条 情報開示者は、情報受領者が本秘密保持条項の規定に違反することにより損害を被った場合には、情報受領者に対して損害賠償を請求できる。

(協議)

第12条 本秘密保持条項に定めのない事項、又は本秘密保持条項の履行に伴って生じた疑義事項については、当該当事者が別途協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第13条 本秘密保持条項の履行及び解釈に関して紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上